

ご挨拶：文部科学省高等教育局長 工藤智規氏

本日はこういう機会に挨拶の時間を賜りまして誠に有難うございます。

公立大学協会の総会も、以前はこじんまりした感じでしたが、いまやこのように75校を数えるに至り、そのご発展を心からお喜び申し上げます。

3、4年ほど前から、21世紀は知の時代（Knowledge-based Society）と言われております。小淵総理ご出席のケルンサミットにおきましては、教育問題が大きなテーマになりました。知へのアクセスは、国の将来だけでなく、個人の未来を拓くパスポートであるということがケルン憲章として採択されましたが、大学の役割は益々大きくなっています。

日本のマスコミからは日本の大学は国際競争力の点においても、もっとしっかりせよとご批判を頂戴しております。批判の多さは大学に対する期待の大きさの表れでもあります。それにどう応えていくか、国公私それぞれ背景は異なりますが、各大学に突きつけられた課題と考えております。

平成3年、設置基準の大綱化以来、特に教育責任は各大学の自己責任とされています。したがって、ここ10年ほど各大学では、様々な取り組みがなされています。それぞれの大学の下地を生かして、教育・研究、社会貢献をどう果たしていくかが問われています。

昨年、遠山文部科学大臣のもとで、大学の構造改革の方針を打ち出しました。財界を中心に大学へのご批判が強い中で、大学改革の流れを更に加速しなければなりません。それぞれの大学が、個性輝く大学づくり、国際的競争力のある大学づくりをするために、自主性を増大させるべく、制度改正も含めて、文部科学省としてもバックアップしてまいります。

地方自治体における法人化の問題は、総務省のほうで検討中でございますので、その基本論の検討を踏まえて、公立大学の法人化についても、総務省とご相談しながら、かつ公大協の先生方のご協力を仰ぎながら進めてまいりたいと思いますので、今後ともよろしくごお願い申し上げます。

75の公立大学はバックグラウンドも様々で、単科大学を中心に比較的規模の小さい大学が多いようでございますが、規模が大きいことが必ずしも有利とは限りません。動きやすいサイズのほうがやりやすい部分もあります。ぜひ、先生方のリーダーシップの下に、それぞれの大学が個性輝く大学になるようお祈りして、ご挨拶に代えさせていただきます。

ご挨拶：総務省大臣官房審議官 石田直裕氏

本日はお招きいただき大変有難うございます。

数年前、山梨県にいるときに、山梨県立看護大学の創設に関わったこともございまして、皆様の毎日のご苦勞が拝察されます。皆様方のご尽力に対しまして心より敬意を表したいと存じます。

公立大学に対する期待がますます高まっています。それに応えるべく、皆様のご努力大変なことがあろうかと思えます。

アメリカに行った際には、州立大学の学長は、資金の獲得を始め、地域振興に先頭に立ってご努力されている姿を目の当たりにしました。もちろん背景が違います。ニューヨーク州立大学だけでも87のキャンパスがございまして、年間予算の30%近く（2兆円）を使っています。職員だけでも2万人います。アメリカの場合は建国の精神に教育が大きく位置づけられています。

わが国においても、今後、地域貢献がますます重要になって来ます。ただ、残念ながら我が国は地方財政が厳しい状況にあり、平成14年度末の地方債の累積残高が195兆円にのぼり、皆様におかれましても、財政当局から支援をとりつけるのに大変ご苦勞されていると思われまますが、公立大学の置かれている使命と考えまして、今後ともご尽力を賜りたいと存じます。

文部科学省は、国立大学法人に向けての準備を始められています。公立大学に関わる諸制度につきましても大きな転機を迎えております。

地域貢献、あるいは法人化に向けての活動につきまして、この後ご相談があるとのことですが、ぜひとも公立大学の皆様が一体となって積極的に参加されまして、大きな成果を上げるように期待しております。

私ども総務省といたしましても、地方財政制度を所管する立場から、引き続きできる限りの協力をしていきたいと考えております。21世紀という時代にふさわしい、新しい公立大学像の確立に向けまして、今後とも一層ご尽力を頂きたいと存じます。

講演：文部科学省高等教育局大学改革推進室長 杉野 剛氏

これまでの文科省の国立大学の法人化の問題を中心に、昨年6月の構造改革プランのことも含めてご紹介させていただきたいと存じます。

まず、構造改革プランの話から入らせていただきたいと思います。6月上旬に遠山文部科学大臣が国立大学の構造改革の方針を発表いたしました。文部科学省は中央官庁の中でも特に審議会での議論に重点をおいておりますが、この方針につきましては大臣がいきなり発表させていただきました。

内容は3本からなっております。1つ目は国立大学の再編・統合を進めて、数を削減する。2つ目は、国立大学に民間的発想の経営手法を導入する。また、そのために法人化をする。3つ目は国公私共通でございますが、第三者評価による競争原理を導入し、国公私「トップ30」を世界最高水準に育成するということです。

なぜ、こういう方針をこれまでの手法ではなく文部科学大臣がいきなり発表したか。その背景には国立大学の民営化問題がありますが、私どもは国立大学の民営化は「正しい政策判断」ではないと思っております。といいますのは、およそ先進国の中で私立大学の比率がこれほど大きな割合を占めているのは日本だけでございます。ヨーロッパの国々では大学といえば国立というのが常識であり、当然学生からも授業料を取らないのがこれまでの大学の基本的なあり方でした。アメリカといえども学生数で見れば私立大学は3割にしか過ぎず、7割が州立大学で学んでいます。このような現状の中で更に国立大学を民営化することになれば、国からの投資がさらに後退することは目に見えています。

永田町や丸の内では国立大学は評判が悪く、民営化すべきであるといった議論があります。その民営化の議論に対して「そうではなく、これからの国立大学のあり方、あるいは大学全体の大きな方向性は、こういったものではないでしょうか」とお出ししたのがこの「構造改革の方針」でございます。もちろんこの1枚のペーパーで大学の構造改革を書ききったとは思っておりません。まだまだ、大切な改革すべき事柄があると思っております。教養教育をこれからどう更に強化していくか、大学院と学部をどう考えていくのか、あるいは教員の流動性・多様性といった問題をどう考えていくのか、様々な構造改革の観点があると思いますが、取り急ぎ民営化論に対する対案としてこういった方針を出させていただきました。

2つ目の方針は国立大学に民間的発想の経営手法を導入し、新しい「国立大学法人」に早期に移行するというものです。既にご案内のとおり、国立大学については行政改革の流れの中で、これを独立行政法人にするという議論が平成8、9年頃に出てまいりました。

当時は文部省も、国立大学の先生方も「反対」ということをはっきり申し上げていました。それは、一つにはこの問題が「行政改革、いわば国の財政投資の縮減とか定員の削減とか経営の効率化とか、そういった観点から出された制度である」ことに対する反発でし

た。もう一つには「独立行政法人そのものが、大学の本来のあり方、すなわち大学の自主性とか自立性といったものとあい異なるものである」ことに対する反発でした。

しかしその後、いろいろな経緯がありましたが、この独立行政法人制度が法律になり、その細部が分かってくるにつれまして、この制度の良い面、悪い面がよりはっきりと把握できるようになりました。良い面というのは、簡単に言いますと規制緩和であります。例えばフランスの国立大学、ドイツの州立大学などは国立大学・州立大学であって、また同時に国の機関からは切り離された一つの法人として位置づけられています。これに対して日本の国立大学は先進国の中で異例な形で、独立した法人格を与えられていない国の行政機関の一部という位置づけしか与えられていない機関であります。このため、国の行政機関一般に共通的に適用されている様々な規制、予算の規制、組織の規制、定員の規制、給与の規制、様々な規制が被せられております。

文部科学省でも過去10年20年と、様々な規制緩和の努力をしてみましたが、どうしても国の行政機関の一部である以上乗り越えられない規制の壁というのがございました。これが、独立行政法人になることによって、大きく規制が緩和されます。予算、組織、定員、給与を各大学の判断で自由に弾力的にルールを決めることができるようになります。しかも、「まったく自由だが、その代わり予算措置もまったく面倒を見ない」という、いわゆる私学の世界とは違ってまして、独立行政法人という国の行政機能の一部を担うわけですから、国として予算措置を確実に行うということが約束されております。予算の確実な措置プラス大幅な規制緩和、これが独立行政法人化の大きなメリットであります。

他方デメリットと言われておりますのは、まず先ほど申し上げましたように、大学の自立性・自主性と大きく相容れない点がございます。例えば、法人の長（学長）は大臣の一存で適任者を選ぶことができる。業績が悪いと、大臣の一存でお辞めいただくことができる。こういう仕組みになっております。あるいは各法人に対しまして大臣は、5年間なりの（中期）目標を一方的に指示することができるということになっております。こうした学長の人事、目標の設定、これはいずれも国立大学、大学一般について国との関係では馴染まない問題がある部分だと考えております。

このように、独立行政法人制度を冷静にその詳細を見ますと、大学に非常に馴染む点と馴染まない点、両者が混在していることがだんだん分かってまいりました。私どもが今回調査検討会議の先生方をお願いしましてまとめました大きな方針は、この独立行政法人の良い点を最大限に生かしながら、大学には馴染まない点を大きくリフォームしていただくという方針で、制度設計を検討していただきました。その結果、先ほど申し上げましたような規制緩和的な部分はしっかりと前提にしたうえで、あるいは国の予算措置はしっかりと前提とした上で、学長の人事あるいは目標の設定、あるいは評価といった部分で、大学の自立性・自主性あるいは大学の教育の特性に十分配慮したすばらしい制度設計をしていただいたと思っております。

多少各論に入ってポイントを3点ほどご紹介したいと思います。第1は法人化後の大学の運営組織についてです。ご案内のとおり、現在国立大学では、重要な事柄については各部署の代表者から構成されます評議会で審議をし、それを踏まえて学長が意思決定をすることになっております。一方法人化後は、評議会は教学面に特化し、経営面について審議をする新しい審議組織として運営協議会を置くことになりました。その運営協議会は学内者と学外者がそれぞれおよそ半数程度で構成されます。学長は運営協議会と評議会の審議を踏まえて、あるいは両者の審議を学長が調整した上で意思決定を行う。特に重要事項については、新たに役員会を設けまして、学長・副学長で構成され、学外役員を含む役員会で議決を行うという、集団指導体制をおくことにしました。

このような組織にしましたのは、法人化のメリットを最大限に生かすための運営組織とは何かということを検討いただいた結果であります。法人化のメリットとは何かと申しますと、先ほど規制緩和と申し上げましたけれども、言い換えれば、これまで文部科学省や財務省といったところもっていた国立大学の経営の権限が大学に移管されるということでございます。これまでは学内にこういう組織を作りたい、こういう教官ポストを置きたい、こういう予算をつけたい、それらすべて最終的には文部科学省と財務省、総務省がYESと言わない限り教官・事務官1人についてさえそれは認められなかった、つまり、学内の資源配分は最終的には設置者である文部科学省と財務省が決めていたということでありました。

これが今度は大学側に移管されます。国からは従来どおり予算は参りますが、その予算をどう使うかはまさに学内で議論をして決めていただく。給与についても学内で労使交渉をしていただいて、最終的には学長の判断で決めていただく。このように資源配分の権限が大学に移る、これが経営の権限が大学に移るということだと思っております。そのメリットを最大限に生かすためこのような組織にしました。

法人についてのポイント2点目は学長の人事についてです。法人化後は経営と教学の両面のトップとして新しい学長像が求められます。従いまして、その学長の選び方もこれまでとは違った選び方を考えようということになりました。具体的には経営を担当する運営協議会と教学を担当する評議会双方から代表者が出て、学長選考委員会を設け、この学長選考委員会が学長選考のルールを決め、そして学長を決定することにしました。学外者も入った上で、経営・教学双方の観点から、どういう選考ルールが良いのか、どういう方が学長として適任かを決めていただくということでもあります。

3点目、それは教職員の身分であります。結論から申しますと「非公務員型」を選択することになりました。法人化の規制緩和というメリットを最大限に生かすという原点に立ち返った故の結論でございます。教員・事務職員の人事につきましても大幅に変えていこうという議論になっております。従来の教育公務員特例法は事実上廃止になり、各大学で教員の選考の在り方が問われることになります。文部科学大臣は人事権をすべて学長へお

返しすることにいたしました。これからは各大学で事務局長以下、幹部事務職員を含めて大学自らが必要な職員を養成し、リクルートしてくる、こういう方向に変わってまいります。このように、教職員の人事につきましても各大学の自主・自立性を発揮し、法人化のメリットを最大限に生かしていただくという観点で報告書をまとめさせていただきました。

最後に今後のスケジュールにつきまして簡単にご説明させていただきます。文科省では来年の1月に開かれます通常国会に、国立大学の法人化の法案を提出する方向で準備をスタートさせております。そして国立大学が実際に法人化するのは更にその1年後の16年の4月を念頭に置いて作業を進めております。各大学でも移行作業に着手しております。

国立大学のあり方は単に国立大学だけの問題ではなく、日本の大学システム全体に大きく関わるものと考えております。別けても、同じ公的な位置づけであります公立大学のあり方にも大きな影響が及ぶものと考えております。この国立大学の調査検討会議にも公立大学協会の諸先生方に入っていただいて活発に議論をしていただきました。

これから公立大学の法人化ということも具体的な検討テーマに上ってくるものと考えておりますけれども、国立大学同様わが国の学術研究、高等教育を支える先生方に引き続きご指導いただきながら、制度設計に遺漏のないよう文部科学省としても進めていきたいと思っておりますので、今後ともご指導をよろしくお願い申し上げます。